

原告第14準備書面（要旨）

被告県の主張（令和元年5月13日付け被告準備書面（4））に反論する。

1 情報の要保護性に差異は付けられない

被告は、「原告らは甲1（代理人注：本件議事録のこと。）記載の情報を、分類することで、情報の要保護性に差異をつけ、収集行為の評価にも差異をつけようと試みる」と主張する。

しかし、原告らはそのような主張をしていない。むしろ逆に、個々の情報を抽象的に類型化して、それぞれの要保護性に差を設けようとしても、それは極めて困難であり実際的でないと主張している。明確な基準が示されないまま際限のない情報収集が行われたという本件の実態からすれば、個々の個人情報を抽象的に類型化して、個別に要保護性をランク付けすることは、事案の本質から外れることになる。

2 「新聞を読む」はたとえとして不適切である

被告は、「新聞を読む」という情報収集行為が、ある情報については違法になり、別の情報については違法にならない、ということはあると主張する。

しかし、警備公安警察は、従前より、視察内偵、聞き込み、張り込み、尾行、関係者との面接、ときには盗聴、信書の無断開封、資料の窃盗に及ぶなど、種々の手法を用いて情報収集を行ってきた。「新聞を読む」ことにとどまるはずがない。本件で適法性が問われている情報収集行為は、政府批判等を行う市民らを不当に危険視して、あらゆる情報を集積してデータベース化するという目的のもと、行われる一連の行為である。「新聞を読む」のたとえば、あたかもそのみが情報収集の方法であるかのような誤った印象を与えかねず不適切である。

3 情報提供は公共の安全・秩序を維持する目的とは認められず違法である

警察は、「大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」と発言した。これは地域住民の運動を危険視する警察の意図を端的に表すものである。しかも、「自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」、「やっかいになる」などとも述べて、情報に極端な評価付けをして伝えている。しかし、住民らが風力発電事業者と話し合おうとするのは当然のことであって、そのような話し合いは、まともな社会のあり様としては必要な「やっかい」ごとであり、回避されるべきことではない。

しかも警察は、弁護士法人ぎふコラボとの「連携により、大々的な市民運動へと発展すると

御社の事業も進まないことになりかねない」と述べて、シーテック社に、本来、風力発電事業を進めるに当たって話し合うべき相手である原告三輪、同松島ら地域住民に対する警戒心、敵対心を抱かせ、危機感を煽った。

このような情報提供は、現行憲法体系下における警察法2条1項の解釈として法的・社会的に理解しうる「公共の安全と秩序の維持を目的」として行われたものではない。

4 情報提供は公共の安全・秩序を維持する効果がなく違法である

本来、事業者は、住民に対する説明を行い、対話に基づいて事業の進退や規模、内容を決めるべきであって、それこそが「公共の安全と秩序の維持」の趣旨に沿うものである。そのために、事業者と住民らは、いわば「平穏な話し合い」のできる相手方としてお互いを認識できる関係を築く必要がある。それなのに、大垣警察は「過激なメンバーが岐阜に応援に入る」、「身に危険を感じた場合は、すぐに110番して下さい」などと述べて、事業者の住民らに対する不信を煽った。これは平穏な話し合いができる関係を結ぶことを阻害するものであって、「公共の安全と秩序の維持」をかえって悪化させるものである。

5 情報提供は法令の範囲を逸脱し違法である

本来、関係当事者間で話し合うべき事業の在り方について、警察は秘密裏に介入し、企業に対して虚実交えた吹聴をし、住民に対する不信感を煽った。企業に住民情報を集めさせるようなことまですることは、およそまともな警察活動ではありえない。本件の情報提供は、その目的が不当であることや、公共の安全と秩序の維持にとって逆効果ですらあるだけでなく、関係当事者の真摯な意見交換を妨害し、民主的な意思形成を阻害するという意味でも、警察法2条等の法令の範囲を逸脱する違法な行為である。

6 情報提供は権利侵害である

本警備公安警察において収集・保管されている原告らの個人情報には正確性を欠いているどころか、恣意的な評価が加えられることによって、情報提供を受けたシーテック社に無用で有害な不信感や敵対心、恐怖心さえ抱かせており、まともな事業者と地域住民との関係形成を妨害されている。これは憲法13条によって保障されている人格権に対する重大な侵害である。

このような重大な人格権侵害をしたことについて、被告が国賠法上の損害賠償責任を負うべきは当然である。

以上